

令和 7 年度		「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」	9_その他
No.	件名・内容	回答	
1	コンプライアンス研修の中身は市民に公開を (内容) コンプライアンス研修資料に関し、情報公開請求をしましたが、「研修講師から資料を非公開とする申出があった」ことを理由に、非公開の決定がなされました。 市長や教育長を含めた上尾市の職員がどのようなコンプライアンス研修やハラスメント防止研修を受けているのかについて、市民はその中身を知る権利があることは当然です。 今後、コンプライアンス研修やハラスメント防止研修を実施する際には、事前に講師に「研修終了後、請求があった場合は資料の中身を公開する」ことを前提としたうえで研修をおこなうようにすることを政策提言します。 【受付 No.】 7-2001 【受付日】 令和 7 年 4 月 1 4 日	今回のご提言に当たり、本市で研修実績がある 5 者に確認したところ、いずれの者も「研修資料の公開を前提とした場合は、講師の依頼は受けない」とのことでした。 研修資料について「公開」を条件とした場合、本市からの研修業務の受注者がいなくなる恐れがあり、今後の研修業務に著しい支障が生じることとなります。 そのため、現状、資料の公開を前提として研修を実施することは、困難な状況です。 (担当) 職員課 (電話) 048-775-5112	
2	投票用紙の書き方に関する啓蒙について (内容) 令和 5 年 12 月 3 日執行の上尾市議会議員一般選挙に関する上告棄却及び上告受理申立不受理が決定されました。 投票用紙の数え方について、市ホームページに公開されています。投票の秘密の観点から、通常であれば他人の書いた投票用紙を見ることはできませんので、活かした教材として使うことができます。 投票用紙の書き方を習うことは、これまでなかったと思います。ぜひ、これを教材にしてください。 【受付 No.】 7-2009 【受付日】 令和 7 年 6 月 2 6 日	投票用紙の数え方につきましては、県や市の選挙管理委員会で実施している出前講座において、模擬投票を通じて有効・無効の判定を実際に体験していただいております。昨年も県と共同で市内高等学校の出前講座を実施したところです。 異議の申出に対する決定により公表した疑問票を直接選挙学習の教材として使用することは難しいことから、出前講座等では例示用の氏名に置き換えて使用してまいります。 また、県選挙管理委員会のホームページに「投票用紙の書き方の注意点」が掲載されておりますことから、当委員会のホームページに当該ページへのリンクを設置し、啓発してまいります。 (担当) 選挙管理委員会事務局 (電話) 048-775-9689	

3	「政策提言をHPに掲載する際は、内容をできるだけ略さない」ことの政策提言 (内容) 市のホームページに掲載される政策提言の内容が、提言者の具体的な理由や方法が省略されてしまい、閲覧する市民に意図が伝わりません。一方、市側の回答内容については十分なスペースが確保されているように見えます。「公正な政治・公平な行政の推進～透明でクリーンな上尾市の実現！」が市長の公約であるため、市民の提言内容の掲載においても、公正・公平な行政を実現する観点で取り扱っていただきたいと思います。 【受付No.】 7-2011 【受付日】 令和7年6月30日	市ホームページで掲載している政策提言は、いただいた政策提言の内容を市民の皆さまに分かりやすく情報発信するため、要約して公開しています。 今後は、ご提言いただいた内容を踏まえ、市民の皆さまへより正確な情報をお届けするよう努めてまいります。 なお、市の回答内容につきましては、ご提言に対する回答として、必要な情報を記載しております。 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918
4	市長への提言に対する回答方法について (内容) 市長への政策提言に関しまして、現在は封書で回答されておりますが、封書の送付には送料や手間がかかるため、回答方法として封書とメールの選択制を導入されてはいかがでしょうか。 なお、選択制によって職員の負担が増加することは望んでおりませんので、負担軽減につながる場合に限りご検討いただきたいです。 【受付No.】 7-2017 【受付日】 令和7年7月18日	市長への政策提言につきましては、「市長への政策提言制度運用要領」に基づき、原則として市長名で作成した文書により回答しております。 この運用は、市から発出する文書には原則として公印を押印する必要があるためです。そのため、市長への政策提言に対する回答についても、公印を押印した文書を封書にてお送りしている状況です。 一方で、昨今のペーパーレス化の推進や行政サービスの効率化を図る必要性も認識しており、現在の運用方法の見直しにつきましては、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918
5	市内の施設について (内容) 上尾市に10年以上住んでいるが、外部に誇れる特徴がないと感じます。市民プールの混雑は水上公園プールの閉鎖が影響していると思われ、人口や面積に見合った施設の充実が必要と考えます。娯楽施設が不足しており、映画館がないことに疑問を感じます。大規模なイベントの誘致などを通じて、上尾の魅力を積極的にアピールすべきです。	本市は通勤・通学における都心へのアクセスが良いことや、買い物や通院など日常生活での利便性が高いこと、自然災害に対する不安が少ないこと等により、便利で安心して暮らせるまちであることが魅力であると考えておりますが、ご指摘のとおり、本市には明確な特徴や強みが見えづらいという声があることは承知しております。 そのため、このたびご提言いただきました施設やイベントの充実につきましても、今後より一層本市の魅力を高めるための手法の一つとして、施策の参考とさせていただきます。

		なお、今回、例示をいただきました映画館につきましては、現在公設での設置は考えておらず、大型ショッピングセンターの設置に際して民間事業者による参入が検討されることもございますが、あくまで民間事業者の判断によるものであり、設置には至っていないのが現状となっております。 また、大規模なイベントにつきましては、あげお花火大会が一大イベントとなりますが、現在荒川堤防護岸工事の影響で休止しているため、再開に向けた調整を進めているところです。近年では、上尾駅前を会場として、市の新たな名物となる上尾串ぎょうぎフェスを開催しております。上尾市を魅力あるまちにするため、既存のイベントにとどまらず、新たな賑わいの創出に向けて取り組んでいるところです。 今後も市民の皆様のお声を活かしながら、新たな魅力づくりや情報発信に努め、多くの皆様に地域への愛着や誇りを感じていただけるよう、施策を進めてまいりたいと考えております。 (担当) 商工課 (電話) 048-777-4441 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918
6	「市長の行動記録」公表に関する提言 (内容) (1) 現在市のHP上で公表されている「市長の行動記録」について、現行の「市長が市を代表して交際、交渉等を行った主な公務についてお知らせいたします」を「市長の行動について公表します」に書き換えることを提言します。 (2) その日の「市長の行動」の開始時刻についても、新たに欄を設け、時系列で掲載するようにします。 【提言の理由】 提言の(1)に関して 市長の行動記録や交際費の使途の公表は大変重要です。 現在HPに記載されている「市長が市を代表して交際、交渉等を行った主な公務についてお知らせいたします」という文言は、「上尾市交際費支出基準」の第2条の文言から援用しているのは明白です。 しかしながら、公表されている「市長の行動記録」	(1) より適切な表現に向け、ご提案を踏まえ修正する方向で検討させていただきます。 (2) 「市長の日々の行動」を市民の皆様にお伝えすることを目的としており、時間まで示さなくてもその目的は十分に果たしているものと考えております。 引き続き、市政の適切な情報発信に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

	の月別一覧表には、必ずしも「市を代表して交際、交渉等を行った」とは言えない行動が含まれています（例：辞令交付や委員就任の委嘱式など多数）。その一方で、交際費を支出している行動（つまり、市を代表して交際、交渉等を行った公務）が「市長の行動」として記載されていない場合もあります（例：7月10日の「あげお古紙リサイクル協議会令和7年度定期総会」など）。 そうした事実があることから、「市長の行動記録」は「市長の（主な）行動について公表します」と書き換えるのが最善であると考えます。 提言の（2）に関して 市長の各行動について、市民が時系列で理解することができるようにするため、開始時刻（およその時刻で可）の欄を新たに設けることを提言いたします。 【受付 No.】 7－2029 【受付日】 令和7年8月29日	(担当)秘書政策課 (電話)048－775－3849
7	上尾市交際費の支出について見直し、弔慰の際の表記を改める (内容) 現行の上尾市交際費（以下、交際費）の支出については、社会経済情勢の変化などを踏まえて見直しをすること、およびジェンダー平等の観点からも、市民感覚に合致したものとなるように弔慰支出の公表の際の表記を改めることなど、以下の3点について提言します。 （1）「上尾市交際費支出基準」の別表に掲げられている支出区分の内、「見舞い」「協賛」「その他」についてははできるだけ早い時期に削除します。 （理由）「見舞い」「協賛」「その他」については、支出対象や支出額が不明確であり、少なくとも令和2年度以降現在まで支出がありません。探せば対象となる事例があるかもしれませんが、担当する職員が職務としてそうした状況を把握することは困難であり、手間がかかると思われます。むしろ、そのような時間を別の業務に充てたほうが合理的であると思われます。また、市民感覚に合致したものになるようにするためにも、交際費の中から上記の支出区分	1点目、「見舞い」「協賛」「その他」の削除、2点目、「弔慰」に関する対応につきましては、交際費の適正な運用を図っていく中で、社会情勢の変化や近隣市町村の状況を注視しつつ、必要に応じ適宜見直しを行ってまいります。 3点目、弔慰の表記につきましては、近隣市町村の表記を参考に、9月分の交際費から「親族」へと表記を改めました。

	を削除することを提言いたします。 （２）支出区分の「弔慰」については、令和２年７月制定の「弔慰に関する対応表」を根拠にしていると思われますが、交際費の支出にあたり、「配偶者」「父母・子」についてはできるだけ早い時期を目途に支出しないこととします。 （理由）「配偶者」「父母・子」の弔慰のために交際費を支出する場合、弔慰の対象者が亡くなった事実について把握する必要があり、その実務は市の職員が担うものと思われます。しかしながら、とりわけコロナ禍以降、葬儀については家族葬が増加しているなどの社会情勢の変化が認められること、あるいは配偶者や父母・子の死亡についてご本人が周囲に知らせないという場合も多いのではないかと思います。 （３）弔慰のための交際費をＨＰで公開する際、「ご主人」「ご母堂」などの表記を「ご家族」に改めます。 （理由）ご家族が亡くなった場合に支出した弔意のための交際費をＨＰで公開する際に、現行では対象者の「ご主人」「ご令室」「ご尊父」「ご母堂」などと表記されていますが、社会情勢の変化やジェンダー平等の観点から、当面「ご家族」と表記することを提言します。ここで「当面」としたのは、前記（２）により、「配偶者・父母・子については弔慰としての交際費を支出しない」ということに改められるまでは経過措置として「ご家族」と表記するという意味からです。 【受付 No.】 ７－２０３７ 【受付日】 令和７年１０月８日
「非常勤特別職の報酬等」は辞退可能であることを明らかにしてください （内容） 現在、「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、別表の枝番を含めると８９種類もの非常勤特別職に対して報酬等を支払うことが定められています。これに基づく支出が膨大な額に上ることは、市民として容易に推測できます。 一方で、教育委員会が発出した文書では、「非常勤の	（担当）秘書政策課（電話）０４８－７７５－３８４９ 非常勤特別職に対する報酬は、「職務に対する対価」として法的な根拠に基づき支給されるものであり、地方公共団体は支給しなければならない義務を負うものとされています（地方自治法第 203 条の 2）。 これに対し、すでに発生した報酬を受け取る権利（報酬請求権）の放棄（辞退）については可能であると考えられています。 個人が自身の権利を放棄することは、あくまで当該個人の自由であり、報酬を辞退するか否かについてはその職務を担われる個人の意思に委ねられるべきであると考えます。

特別職員は…一般の公務員とは異なり、必要に応じ て当該事務等に従事する者であるため、報酬が生計 を維持するという効果はなく、委員から報酬を辞退 することができるとの認識の上、対応しております。 なお、特に手続きに関するきまりはありません」と の説明がされています。実際に、非常勤の特別職員 が報酬を辞退した事例も確認されています。 このことから、「非常勤特別職の報酬等」は辞退可能 であることは明白であると言えます。非常勤特別職 に就任した方に対してこの点を説明すれば、「そうい うことであれば報酬等の受取を辞退します」という 方が増えることも期待できます。 市の歳出削減のための一つの方法として、非常勤特 別職の報酬等は辞退可能であるということを明らか にしてください。 【受付 No.】 7－2043 【受付日】 令和7年11月20日	よって、市として、職務遂行者の個別の判断に対し、 報酬辞退の明示など、特定の行動を促すようなことは 致しかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいた します。 (担当) 職員課 (電話) 048－775－5112
名実ともに「公正な政治・公平な行政の推進」「透明 でクリーンな上尾市の実現」を (内容) 現市長(11/26 現在)は、市長公約に「公正な政治・ 公平な行政の推進～透明でクリーンな上尾市の実 現!」を掲げています。しかしながら、令和4年に 市内中学校で起きた「いじめ重大事態」に関しての 『再調査委員会報告書』および被害者側の『所見』 についての公表の手段については到底「公正な政治・ 公平な行政の推進」「透明でクリーンな上尾市」とは 言えない状況が続いています。なぜならば、この問 題について市長は新聞社に対し記者会見をしている にもかかわらず、市のHP上の扱いは総務課のペー ジに行かなければ見ることができず、しかも記者会 見が行われたという事実も知らされていないとい う、極めて「小さな」扱いとなっていたからです。 記者会見を受けて、新聞社2社が10/30までに記 事にしましたが、一部では「市教委がHPで公表し た」という誤報が流されるなど、市民に誤解を与え るものでした。 『所見』を読めば、学校の対応や市教委、教育長へ の被害者側の憤りが伝わってきます。だからこそ市	市ホームページの「重要なお知らせ」には、災害関 連情報など市民の生命や財産に関わる内容や、交通規 制情報など市民生活に大きな影響を及ぼす情報といっ た、全市民に周知する必要があるものを掲載しており ます。 いただいたご提言を今後の参考にしていきながら、 引き続き市政の透明性の確保に努め、公平かつ公正な 市政運営を進めてまいります。

は小さな扱いにしたのかもしれませんが、それは「公正な政治・公平な行政の推進～透明でクリーンな上尾市の実現」とは真逆の対応であったと言えます。 『再調査委員会報告書』や『所見』の公表については、市のHP（トップページ）の「重要なお知らせ」で周知すべき事実でしたが、現在は、いつのまにか「重要なお知らせ」は「防災安全情報」に変更されてしまっています。 上尾市にとっては言わば「不都合な真実」であったとしても、今回のような極めて重要な問題については、今からでも「重要なお知らせ」として、多くの市民がわかるような手段で周知することこそ、「公正な政治・公平な行政の推進～透明でクリーンな上尾市の実現」の実現につながると考え、市長への政策提言といたします。 【受付 No.】 7－2044 【受付日】 令和7年11月20日	(担当) 総務課 (電話) 048－775－4963
--	-----------------------------------